

湯河原町駐車場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年 2 月 26 日

湯河原町長 内藤喜文

湯河原町規則第 3 号

湯河原町駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

湯河原町駐車場条例施行規則（昭和41年湯河原町規則第9号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「及び湯河原駅臨時第3駐車場」を「、湯河原駅第1駐車場及び湯河原駅第3駐車場」に改める。

第6条第2項本文中「湯河原駅臨時第3駐車場」を「湯河原駅第1駐車場、湯河原駅第3駐車場」に改め、同項ただし書中「及び湯河原駅臨時第3駐車場」を「並びに湯河原駅第1駐車場及び湯河原駅第3駐車場」に改める。

第8条の表中 「

湯河原駅臨時第3駐車場	1,500円
-------------	--------

」 を 「

湯河原駅第1駐車場
湯河原駅第3駐車場

」

1 駐車場	1,500円
3 駐車場	1,500円

」 に改める。

第11条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、湯河原駅第1駐車場の申込みを許可したときは、パスカードを併せて交付するものとし、その取扱いについては、前項の規定によるものとする。

第19条中「及び湯河原町民体育館駐車場」を「、湯河原町民体育館駐車場及び湯河原海浜公園駐車場」に改める。

様式第5号中「湯河原駅臨時第3駐車場」を「湯河原駅第3駐車場」に改め

る。

様式第7号中 「

利用駐車場	<input type="checkbox"/> 湯河原駅臨時第2駐車場
-------	--------------------------------------

」 を 「

利用

」

駐車場	<input type="checkbox"/> 湯河原駅第1駐車場（二輪車）
	<input type="checkbox"/> 湯河原駅第2駐車場

」 に改める。

様式第8号中「湯河原駅臨時第3駐車場」を「湯河原駅第3駐車場」に改める。

様式第12号を次のように改める。

様式第12号（第11条関係）

（表）
定期駐車許可書

年 月 日

様

湯河原町長 

次のとおり許可します。

利用駐車場	<input type="checkbox"/> 湯河原駅第1駐車場（二輪車） <input type="checkbox"/> 湯河原駅第2駐車場
利用期間	年 月 日から 年 月 日まで (箇月間)
利用料金	<input type="checkbox"/> 1箇月 2,500円 <input type="checkbox"/> 3箇月 7,350円 <input type="checkbox"/> 6箇月 14,400円

（注意事項）

契約更新・解約をされる方は、期限までに手続をお願いいたします。許可期間を過ぎてから更新・解約手続をされた場合は、経過月数分の料金を徴収いたします。

(裏)

1 利用料金

- (1) 利用料金は、1箇月2,500円、3箇月7,350円、6箇月14,400円とします。
- (2) 月の途中において定期駐車の利用を解約し、又は利用許可を取り消された場合は、当該月分の料金を徴収し、翌月以降分については還付しません。
- (3) 湯河原駅第1駐車場の定期利用に当たって交付されるパスカードは、貸与となりますので、利用期間を経過した場合は、管理者へ返納してください。なお、パスカードを紛失し、又は汚損したことにより、再交付を受けたときは、1枚につき700円を徴収します。

2 利用料金の納付

湯河原町駅前観光案内所にて定期駐車許可書の交付を受ける際に納付してください。

3 利用許可の取消し

次のいずれかに該当する場合は、駐車場の利用を中止させ、直ちに出場していただきます。また、利用許可を取り消します。

- (1) 駐車場の利用の権利を第三者に譲渡し、又は転貸したとき。
- (2) 湯河原町駐車場条例第9条の規定に違反し、駐車場の管理に支障を及ぼすおそれのある行為をしたとき。
- (3) 料金の支払が著しく遅滞したとき。
- (4) 公共のため駐車場を他の用途に使用する必要があるとき。

4 その他

駐車場内の事故や盗難等については、一切の責任を負いません。

様式第13号を次のように改める。

様式第13号（第11条関係）

（表）

定期駐車券	
利用駐車場	<input type="checkbox"/> 湯河原駅第1駐車場（二輪車） <input type="checkbox"/> 湯河原駅第2駐車場
車両番号	
有効期限	日限り
氏名	
	湯河原町長 印

（裏）

ご 注 意	
1	本券の御使用は記名御本人に限ります。
2	証面の文字を抹消し、又は改変したものは無効となります。
3	本証を紛失されても期間中の再発行はいたしません。
4	有効期限を過ぎたものは速やかに御返却ください。
5	駐車場内における事故、盗難等については一切の責任は負いません。
6	中途解約は、申出の翌月以降分をお返しします。

様式第15号中「湯河原駅臨時第3駐車場」を「湯河原駅第3駐車場」に改める。

様式第16号中 「

利用駐車場	<input type="checkbox"/> 湯河原駅前臨時第2駐車場
-------	---------------------------------------

」を「

利用

」

駐車場	<input type="checkbox"/> 湯河原駅第1駐車場（二輪車）	<input type="checkbox"/> 湯河原駅第2駐車場
-----	---	------------------------------------

」に

改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に提出されているこの規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。